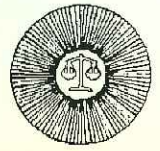


ひまわり

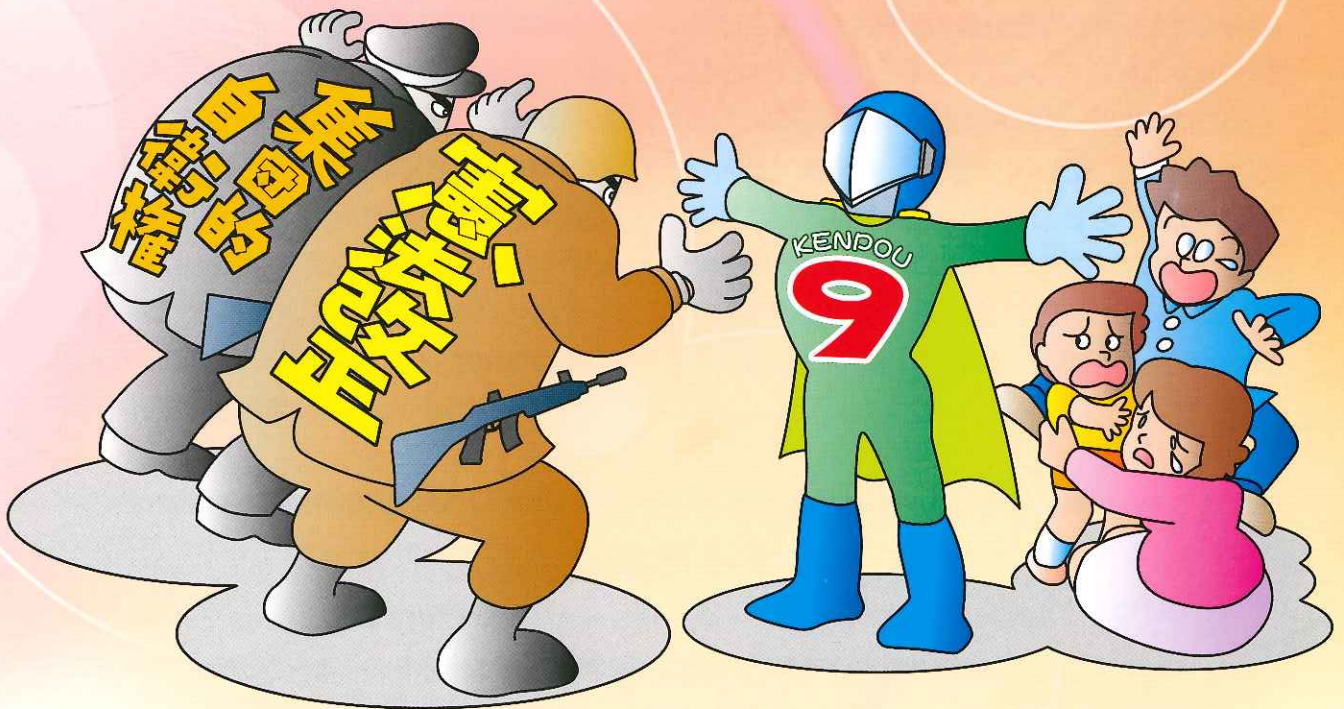


弁護士記章

ひまわりとはかりを图案化したもので、
ひまわりは自由と正義を、
はかりは公平と平等をあらわしています。

熊本県弁護士会会報
91号・92号合併号

H I M A W A R I





憲法とは何か？

憲法委員会委員

弁護士 川邊みぎわ

憲法は、昔、君主による独裁政権が行われていた国々で、国民が政治の進め方に対し声を上げていく中で生まれました。

君主が独自の判断で国民から高い税金を取り立てたり、税金を戦争などに好き勝手につぎ込んだりすることに不満を感じた国民は、税金の取り立て方・使い方その他政治の進め方に関して、君主に対して一定のルールを守らせるようになりました。このように、君主の権力にしほりをかけて、その暴走を抑制するための道具として生まれたのが、憲法です。

現在も昔と変わらず、国家というものは、強大な権力を持つだけに、時に暴走して国民の自由や権利を脅かす危険性を常にはらんでいます。例えば、国が税金の使い方を誤った結果として、貧富の格差が生まれ、最低限度の生活すら送ることのできない人が数多く出てくるおそれがあるのです。

そこで、憲法は、国民の自由や権利を守るため、国家権力に対してしほりをかけ、国の側で仕事をする公務員に対し、憲法を尊重し守ることを義務付けています。このように、人々の自由と権利を守るため、憲法という法によって国家権力をしほり、その暴走を防ぐべきだとする考え方を「立憲主義」といいます。

この考え方は、日本国憲法においても99条に端的に表れています。99条を見ると、憲法尊重擁護義務の対象に国民が含まれていませんが、これは、国民が憲法を守る側でなく、国家権力に対して憲法を守らせる側にある、ということを意味します。

これに対して、法律は、国自身が作るものであり、国民の権利や自由を制限して、社会の秩序や安全を守るための法なので、憲法とは全く位置づけが異なります。

なお、現在の日本を初めとする民主主義の国々では、国民が主権者であり、国民の多数派によって選出された国会議員を中心に、国家が運営されています。しかし、私たち国民も、時に情報操作に惑わされ、多数派に流されるなどして判断を誤り、国家権力を暴走させてしまう弱さというものを、誰もが持っています。そうしたときであっても、決して侵してはならない自由や権利（特に少数派の自由や権利）を守るために、最後の拠り所となるのが憲法です。現代では、「国民の多数派は時に判断を誤る→国家権力は時に暴走する」という民主主義の不完全さを念頭に置いて、「立憲主義」の考え方が存在し、少数派の人権への侵害に対し、力を発揮しているといえます。

memo

一口メモ

弁護士費用について

広報委員会委員 弁護士 河口 大輔

弁護士費用には初回の相談料と依頼の費用があります。相談料は、事案や事務所によっても異なりますが、30分5,000円前後が多いと思います。次に、弁護士に依頼する際の費用には、大きく①着手金②成功報酬に分かれます。①着手金とは、業務に着手する際に、業務終了までお引き受けする費用として頂くものです。②成功報酬とは、業務終了後に、得られた成果に応じて頂く報酬です。その他に実費（郵送費・交通費等）が必要となります。これらの金額の算定基準は各事務所が備え付けています。実際に弁護士に仕事を依頼される際には、費用の内訳や金額、支払方法について、ご納得されるまでよく説明を受けられることをお勧めします。



改憲問題と集団的自衛権

憲法委員会委員

弁護士 大原 誠司

今年7月の参議院選挙の結果は、自民党の大勝ではありませんが、憲法改正を主張する自民党、維新の会及びみんなの党で憲法改正の発議に必要な3分の2の議席を確保するには至りませんでした。その結果、憲法96条を改正して憲法改正の発議要件を緩和しようという声は、トーンダウンしたように見えます。

しかし、安倍首相らは、今度は、内閣法制局長官に集団的自衛権行使容認派を据えたり、国家安全保障基本法案の提出準備に入ったりと、明文改憲をせずに、解釈で集団的自衛権の行使を認めようとする動きをみせています。そして、その先に目指すのは、自民党が平成24年4月に発表した日本国憲法改正草案にある通り、憲法9条2項の変更、国防軍の創設です。

これは、日本の国のかたちを大きく変えます。

集団的自衛権の行使を容認するということは、アメリカが他国から攻撃を受けているときに、それを日本が助ける、というだけではありません。アメリカが、アフガニスタンやイラクで行ったような、自衛権の行使を名目にアメリカ国外で起こす戦争に日本も武力参戦できるということです。

そして、そういう国になってしまった後に、アメリカから参戦要請を受けることにでもなれば、日本

がこれを断ることなど到底できないでしょう。

また、これを実際に行う自衛隊の活動も変化を免れません。

現在の自衛隊は、海外にPKO活動等で派遣され、インフラの整備や現地の人材育成などの人道支援を行っています。

イラクに陸上自衛隊が派遣された際でも、比較的安全なサマワで、人道復興支援に従事していました。その際、自衛隊は、アメリカ軍と間違われて攻撃を受けたりしないように、あえて目立つ場所に日の丸をつけていたそうです。

そして、これまで、自衛隊は一度も海外で現地の人を直接殺傷することはありませんでした。

もしも、日本が集団的自衛権を行使することになれば、自衛隊も現地の人たちを殺傷する組織に変わります。そうすれば、日の丸を目立つ場所につけておくなど到底できなくなりますし、これまでの人道支援のありかたも変わらざるを得ないでしょう。

この問題に関しては、日本人ひとりひとりが、日本を戦争を行う国にすることを目指すのか、それとも平和憲法を生かした国際貢献を行う国になることを目指すのか、よく考える必要があります。

memo

一口メモ

熊本県弁護士会紛争解決センターの紹介

熊本県弁護士会紛争解決センター運営委員会 委員長 山之内 秀一

熊本県弁護士会は、平成21年8月20日から裁判によらないで当事者間の紛争（もめごと）を解決するための機関として、熊本県弁護士会紛争解決センターを設置致しました。

この紛争解決センターでは経験豊かな弁護士が「あっせん人」となって、公正中立の立場で当事者双方から言い分を聞き、話し合いによる紛争の解決のお手伝いをします。

また、この話し合いについては、原則として3回以内のあっせん期日で解決できるよう努力し、裁判所の調停より早期の解決を目指します。さらに、当事者の都合によっては弁護士会館外や夜間・祝日のあっせん期日も可能です。

なお、運用開始以来、40数件の申立があり、その内容は建築紛争、離婚、交通事故、借地借家、金銭問題など多種多様であり、解決に至ったものも多数あります。

そして、私としてはこのセンターは近隣紛争や交通事故など身近なトラブルを解決するための機関としては最適なものと考えていますので、市民の方々がもっと気軽に利用して頂くことを期待しています。



熊本県弁護士会法律相談センター

法律相談センター運営委員会
弁護士 岡部 秀幸

法律相談のご予約は <096-325-0009>

受付時間:毎週月曜～金曜 9:00～17:00

1 弁護士会が運営する安心と信頼の法律相談

最近では、様々な分野に弁護士が進出し、弁護士が、以前よりも市民の皆様にとって身近な存在になりつつあるように思います。また、いろいろなメディアで法律事務所の広告などを目にする機会も増えてきました。

しかしながら、実際に、市民の方々が法的トラブルに見舞われた場合、多くの方々が、「知り合いに弁護士などいない。どこに行けば弁護士に相談できるのだろうか?」と困っておられるようです。

そのような場合に、弁護士をご存じない方でも、安心して、何でも気軽に相談できる場所が、弁護士会の運営する「法律相談センター」です。

2 県内7ヶ所、身近な場所での直接面談

熊本県弁護士会では、弁護士をご存知でない方でも、身近で相談が行えるよう、以下のとおり県内7ヶ所に「法律相談センター」を設け、担当の弁護士の直接面談による法律相談を行っています。

まず、中心となる「熊本法律相談センター」を、熊本市内の中心部、水道町交差点に面した加地ビル3階に設置し、さらに、県内の裁判所管轄に合わせ、「天草法律相談センター」、「県南・八代法律相談センター」、「阿蘇法律相談センター」、「人吉・球磨法律相談センター」、「荒尾・玉名法律相談センター」、「山鹿・菊池法律相談センター」を、それぞれ市民の皆様の利便性を考慮した場所に設置しています。

なお、各法律相談センターの所在地については、「法律相談センター」までお尋ねください。熊本県弁護士会のホームページ(<http://www.kumaben.or.jp>)でも確認出来ます。

3 弁護士は、法律問題のプロフェッショナル

相談内容は、借金、離婚、相続、交通事故、不動産、労働問題、刑事事件などあらゆる法律問題に及びます。法律問題の解決及び予防のため、弁護士が適切なアドバイスをいたします。

また、「法律相談センター」では、専門相談制度を設け、消費

者被害事件、DV事件、労働事件、建築紛争事件、医療過誤事件、先物取引、証券取引被害事件、知的財産権関係事件、涉外事件、行政事件、高齢者・障害者に関わる事件といった特定の専門分野に対応するための体制も整えております。

4 無料の法律相談も実施中

相談料は1回30分、5250円(税込み)です。もっとも、多重債務(サラ金やクレジットなど)の相談、交通事故の相談は、相談料が無料となっています。また、資力について一定の要件を満たす方については、法テラス(民事法律扶助)を利用することで、相談料を無料にすることができます。

さらに、法律相談センターでは、毎月テーマを決め分野別の無料法律相談を実施しています。本年度は、既に、4月:離婚相談、5月:相続相談、6月:事業主の方のための相談、7月:相続相談、8月:交通事故相談について無料法律相談が実施されました。今後の無料法律相談の情報は、熊本県弁護士会のホームページに掲載されますので是非ご確認ください。

5 「法律相談センター」を中心としたワンストップサービス

「法律相談センター」に直接お越し頂くことが困難な高齢者の方、障害者の方のために、弁護士が出張して相談を受ける、出張法律相談制度も用意しています。

さらに、「法律相談センター」では、会社の法律問題でお悩みの経営者の方のために、顧問弁護士の紹介を行う制度も運営しています。

6 まずはお気軽にご連絡下さい

このように、弁護士会の「法律相談センター」は、市民の皆様にも、身近で、安心して、ご相談いただける体制を整えております。

法的トラブルを抱えてお悩みの方がおられましたら、まずは、弁護士会の「法律相談センター」(096-325-0009)にご連絡下さい。

なお、「法律相談センター」について、もう少し詳しい情報をお知りになりたい方は、是非、熊本県弁護士会のホームページ(<http://www.kumaben.or.jp>)もご確認ください。

memo

一口メモ

『保釈保証書発行事業』について

刑事弁護センター委員会委員 弁護士 袋田 知花

「保釈」とは、勾留されている被告人が、裁判所の許可を得た上で、保証金を納めると、釈放となる制度です。保証金は高額に納めることが多く、保証金を納められないために、釈放されない被告人が大勢います。

こうした貧富の差による不平等を失くすため、全国弁護士協同組合連合会(全弁協)が提唱しているのが「保釈保証書発行事業」です。この事業は、裁判所に保証金を納める代わりに、全弁協が発行した「保証書」を差し出すことで、保証金を用意できない被告人も釈放されるようにするものです。

この事業を利用するには、①保証料(保釈金額の2%)と②自己負担金(保証金額の10%)を支払う必要がありますが、②自己負担金は、保証金が没収されることなく裁判が終われば返還されます。保証限度額は300万円です。

利用申込みは全弁協所属員である担当弁護人がする必要がありますので、この事業を利用したい方は、担当弁護人に申し出て下さい。

熊本県弁護士会協同組合では、同事業の開始に向けて準備中です。開始時期や詳細については、担当弁護人にお尋ねください。



遺言のススメ(熊本県弁護士会「遺言・相続センター」設立)

遺言・相続センター運営委員会委員長
弁護士 秋吉 克洋

現在、新聞広告やインターネット上には、「〇〇遺言・相続センター」を名乗る出所不明の団体、個人が横行し、「相談無料」などと謳って、積極的に集客を行っています。

そこで、当会としても、このような社会的ニーズの高まりにお応えするため、この度、「遺言・相続センター」を設立して、この分野に積極的に乗り出していくこととなりました。

熊本県弁護士会「遺言・相続センター」が予定している業務は以下のとおりです。

- 1 電話による無料相談
- 2 担当弁護士の事務所での無料相談
- 3 相談者の居住場所での出張無料相談
- 4 各種公的団体、民間団体での相談会の実施

このように、熊本県弁護士会「遺言・相続セン

ター」の設立目的は、相談者や各種団体などの元へ、積極的に足を運ぶことによって、相談者から弁護士へのアクセス障害を解消し、「遺言・相続」に関する社会的ニーズに、可能な限りお答えしていくことです。

熊本県弁護士会「遺言・相続センター」は、平成25年度中の業務開始を予定しています。「遺言・相続」に関する問題は、是非、熊本県弁護士会「遺言・相続センター」にご相談ください。



相続税の改正について

弁護士 秋吉 克洋

平成25年度の税制改正により、平成27年1月1日以降の相続について、相続税の基礎控除が引き下げられ、課税対象者が大幅に増える見込み(申告割合:4%→6%)となりました。以下、今回の改正の概要について確認してみましょう。

1 基礎控除の縮小

現行:5,000万円+1,000万円×法定相続人の数

改正後:3,000万円+600万円×法定相続人の数

2 税率のアップ

法定相続人の取得金額にかかる税率のうち、2億超部分が40%から45%に、6億超部分が50%から55%にそれぞれアップしました。

3 緩和措置

以上の増税施策に対して、以下の緩和措置が講じられています。

- ・未成年者控除、障害者控除の拡大
- ・小規模宅地等の特例の適用拡大(特定居住用宅地等の要件の緩和(二世帯住宅、老人ホームへの入居後の旧自宅)、特定居住用宅地等の限度面積の拡大、特定事業用宅地等及び特定同族会社事業用宅地等の適用範囲拡大)

このように、今回の改正により、相続税の申告者数の増加が予想されますが、相続税には、以上のほかにも、種々の控除や特例がありますので、申告に当たっては、専門家へのご相談をお勧めします。



「家事調停の申立てを考えている方へ」 ～家事事件手続法施行に関連して～

両性の平等に関する委員会委員
弁護士 松本 美季

1 家事事件手続法の制定・施行

遺産分割や離婚などの家庭に関する事件の手続を、国民にとって利用しやすく、かつ現代社会に適應した内容にするため、家事事件手続法が2011年に制定され、2013年1月1日に施行されました。

特に家事調停手続の利用を考えている方にとって重要な改正点は、以下のとおり、申立てや書面提出の際に当事者の手続保障を図るための制度が拡充された点です。

2 申立書の写しの送付について

家事調停の申立人が家庭裁判所へ提出する申立書について、原則としてその写しが相手方に送付されることになりました。従来の制度の下では、相手方には申立人の主張内容等は通知されず、調停が申し立てられたこと程度しか知らない状態で第1回目の調停期日に臨むことになり、手続保障や紛争の早期解決の観点から問題があると指摘されていました。そこで、相手方に申立ての内容を知らせて準備を促し紛争の早期解決につなげるため、申立書を原則として相手方に送付することとされたものです。

しかし、申立書の内容を相手方が見ることにより、申立人と相手方との感情の対立がこれまでより激しくなり、調停の場で話し合うことによる解決が困難に

なってしまう可能性もあります。そのため、家事調停の手続の円滑な進行を妨げるおそれがあると認められるときは、相手方へ申立書の写しが送付されないという例外の定めもあります。ただ、原則としては申立書の内容を相手方が見るということを念頭に、いたずらに相手方を誹謗中傷するような記載は避けるなど、記載内容を慎重に検討する必要があります。

3 申立書以外の書面や資料の閲覧・謄写について

家事事件手続法の下でも、家事調停事件の記録の閲覧・謄写については、基本的に従来のとおり裁判所の裁量による許可がある場合にしか認められません。しかし、家事審判事件の記録については、当事者について原則として閲覧・謄写が許可されることになりました。そのため、調停が不成立となった場合に審判に移行する事件について調停を申し立てる場合は、審判に移行すれば閲覧・謄写が許可されることを見据えた上で、調停段階から提出する資料を検討する必要があります。

4 おわりに

以上のとおり、申立書やそれ以外の書面等の提出に際しては、従来よりも一層その内容を慎重に検討する必要があります。お悩みやご不安がある場合は、早めのご相談をおすすめいたします。

memo
一口メモ

面会交流について

弁護士 長谷部 芳乃

面会交流とは、離婚後又は別居中に子どもを養育・監護していない方の親が子どもと面会等を行うことです。その具体的な方法については、父母の話し合いで決めることとなりますが、どうしても話し合いがまとまらない場合には、家庭裁判所に調停や審判を申立て、面会交流に関する取り決めを求めることもできます。しかし、たとえ調停等で面会交流について取り決めをしても、それを守らないケースも見受けられます。面会交流は子どもを養育・監護をしていない親のためにあるのではなく、子どものための制度であることを忘れてはいけません。平成23年民法改正で、父母が離婚する場合には、面会交流について「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」と新たに規定されました。子どもは父母の離婚等によって精神的に傷ついている場合が多いので、その父母としては、「子の利益を最も優先して」面会交流を実現することが大切です。



水俣市長 宮本 勝彬

水俣市では今秋、天皇皇后両陛下をお迎えしての第33回全国豊かな海づくり大会放流行事と、地球規模の水銀汚染防止のための「水銀に関する水俣条約外交会議」が開催されます。この二つの大きなイベントを通じて、蘇った豊かな海と、「日本の環境首都」と評価されている水俣市の環境に関する取り組みを広く国内外に発信したいと思います。市民とともにイベントを成功させ、明日の水俣の元気につなげていきたいと思っています。



熊本県立大学 学長 古賀 実
大学の危機管理

最近、学生の学外実習、研修が活発に行われ、若者の内向き志向打破のためゼミ等で海外研修も盛んに行われるようになりました。「地域に生き、世界に伸びる」を人材育成の目標に掲げる本学ではこうした学外での活動を積極的に進めていますが、同時に危険性についても考えておかなければなりません。海外引率者マニュアルを作成し、リスクの回避、不測の事態への対応等、教職員間での共有化を図っていますが、災害や事故の他、教育の場では様々なトラブルが起こり得ます。専門家のアドバイスは事態を深刻化させない為にも重要です。しかし、専門機関への所謂「丸投げ」では教育に当たる我々自身の危機管理能力が薄れてしまうような気がします。



ちよつと一息



株式会社肥後銀行
代表取締役 甲斐 隆博

熊本は「見えない財産」に、守られた貴重な地域です。私たちが使用する水道水源を100%地下水でまかなっている70万都市は、世界的にも稀ではないでしょうか。当行では、この故郷の恵みを守るため昭和62年から地下水保全活動に取り組んできました。平成18年に阿蘇市の森林52haを取得し「阿蘇大観の森」と命名、植樹活動等を通じて水源涵養林の保全・育成に取り組んでいます。また平成23年より地下水保全および耕作放棄地解消を目的に、「阿蘇水掛の棚田」と命名した棚田で、当行グループ役職員等による田植えと稲刈りを行っています。水を守る活動の輪が地元熊本で益々広がっていくことを願いながら、今後も活動を継続してまいります。



株式会社東京商工リサーチ熊本支店長
黒岩 大輔

2013年4月1日付で福岡支社調査部長から熊本支店長として赴任して参りましたが、熊本県下の企業数は33,186社（国税庁発表）と九州・沖縄地区では2番目の規模を誇っており、他県よりも勢いのある企業が多いように感じます。

弊社は信用調査機関として全国各地に80ヵ所の支店網を構築し、調査事業、情報事業、データベース事業等を手がけ、民間企業の新規取引時におけるリスクマネジメント、官公庁の企業誘致のお手伝い等をさせて頂いております。

企業の法務関係は弁護士の皆様、企業の経済活動は弊社で対応することにより、熊本県内の企業様の発展に貢献できればと思っております。



會長挨拶

熊本県弁護士会会長
衛藤 二男



はじめまして。熊本県弁護士会会長の衛藤二男です。

会長として、当弁護士会の現状と弁護士会を取り巻く司法制度改革の影響、今後の弁護士会の活動方針等についてご説明申し上げ、挨拶に代えさせていただきます。

熊本県弁護士会の今年8月末日現在の会員数は230名、うち女性会員は30名です。ここ数年間は毎年10名前後で会員数が増加しており、特に若手会員の占める割合が高くなっています。

ところで、わが国の司法制度は、政府が進めている司法制度改革により大きく変容しており、それに伴って弁護士や弁護士会を取り巻く環境も大きく変わってきています。弁護士数の著しい増加はその一例で、当会の会員数の増加にもそのことは現われています。また、熊本大学には法科大学院が設置されていますが、法科大学院制度も法曹養成制度に係わるものとして司法制度改革により取り入れられたものです。しかし、これについても今、そのあり方が問われており、法科大学院は厳しい状況に置かれています。そのほか、将来の法曹実務家となる司法修習生への貸与制度問題や司法試験のあり方の問題等も議論されており、わが国の司法制度は変革期の真っ直中にあります。

このような状況の中で、私は、「市民に一層開かれた、そして市民により一層身近で信頼される弁護士会」とすることを会長の方針としました。そのために、私は、弁護士に対して「敷居が高い」と感じられている市民の皆様にも少しでも「敷居を低くすること」、弁護士自身が法曹実務家としての自己研鑽を積むこと、弁護士や弁護士会の活動を少しでも多く知って頂くことを掲げております。具体的には、昨年度から始まったテレビ・新聞を利用した対外的広報活動を今年も継続し、弁護士や弁護士会の活動に関する様々な情報を積極的に発信していくことです。

また、熊本県弁護士会では、市民の皆様、中小企業経営者の方々や社会福祉関係の方々、あるいは地方自治体関係者の方々が抱える様々な法的トラブル、紛争の解決のみならず、その予防に関する方策の検討・立案等、社会で生じる問題の全般について、司法書士や税理士、社会保険労務士等のいわゆる専門士業の方々と連携強化を図ることにより、きめ細かな法的サービスを効果的に提供し、皆様方の期待にお応えしたいと考えています。

以上のような次第でありますので、今後も引き続き当弁護士会の活動にご理解とご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

弁護士名一覽(五十音順)

[illegible]

平成25年9月末日現在

編集後記

今年の夏は過去最高の猛暑だったそうで、体調を崩された方も多かったのではないのでしょうか。今年の夏が暑かったもう一つの理由は参院選の熱戦だったかもしれません。参院選で大きな争点となった「憲法改正」が今号の特集記事です。どなたにも関係する重要な問題ですので、ぜひ一読頂き、参考にして頂ければ幸いです。

広報委員会委員 弁護士 河口 大輔

2013年11月 熊本県弁護士会 広報委員会

(委員長) 板井 優

(副委員長) 塩田 直司

(委員) 秋吉 克洋 大久保俊吾 緒方 丈二
河 口 大輔 小西 直樹 富 晃之介
平 野 誠司 松本 伸一

熊本県弁護士会

〒860-0078 熊本県中央区京町1-13-11

TEL 096-325-0913 (代) FAX 096-325-0914

096-325-0009 (法律相談センター)

090-3661-3133 (当番弁護士)

ホームページアドレス <http://www.kumaben.or.jp/>

本誌に対する御意見・御感想をお寄せ下さい。

●表紙イラスト説明●

憲法改正を叫ぶ人たちがいますが、私は大反対です。改憲の本命は憲法9条ですが、9条を変えて戦争ができる国にしたいありません。戦争では大勢の人が殺されるのです。また、憲法9条を破壊する集団的自衛権の行使容認にも反対です。今までの命を守ってくれた憲法9条をこれからも守り広げ、活かすべきです。

イラストレーター 坂本浩一(55歳)

熊本市弁護士会法律相談センター

T860-0844

熊本市中央区水道町1-23 加地ビル3階
TEL096-325-0009
FAX096-355-9333

